

建設業法第七条第二号ハの国土交通大臣が認定する者への
工事担任者の追加について（令和3年12月27日施行）

電気通信工事業における主任技術者の要件を満たす者として、電気通信事業法の規定による「工事担任者資格者証の交付を受けた者（第一級アナログ通信及び第一級デジタル通信の両方の工事担任者資格者証の交付を受けた者又は総合通信の工事担任者資格者証の交付を受けた者に限る。）であって、その資格者証の交付を受けた後電気通信工事に関し3年以上実務の経験を有する者」が追加されました。

当該規定は、令和3年4月1日以降に、工事担任者試験（以下「試験」という。）に合格した者、養成課程（※1）を修了した者及び総務大臣の認定（※2）を受けた者に限り、適用されます。

工事担任者資格者証（以下「資格者証」という。）のうち、総合通信の資格者証は、以下の3つの場合に交付を受けることが可能です。

- ①総合通信又は第一級アナログ通信及び第一級デジタル通信の両方の試験に合格等した場合
- ②第一級アナログ通信又は第一級デジタル通信の資格者証の交付を既に受けた者が新たに第一級デジタル通信又は第一級アナログ通信の試験に合格等した場合
- ③第一級アナログ通信及び第一級デジタル通信の両方の資格者証の交付を受けた後、総合通信の資格者証の交付申請を行った場合

①の場合には、総合通信の資格者証が令和3年4月1日以降に総合通信等の試験に合格等したことによって交付を受けたものである必要があり、試験結果通知書や養成課程の修了証明書等により確認を行います。

②及び③の場合には、既に交付を受けた第一級アナログ通信又は第一級デジタル通信の資格者証（③の場合は既に交付を受けた資格者証の両方）は、令和3年4月1日以降に試験に合格等したことによって交付を受けたものである必要があり、これらの資格者証の交付日が令和3年4月1日以降であることにより確認を行います。また、第一級アナログ通信及び第一級デジタル通信の両方の資格者証の交付を受けており、総合通信の資格者証は未交付である場合も③の場合と同様の方法で確認を行います。

なお、資格者証の交付後に必要となる実務経験については、直近に交付を受けた資格者証の交付日以降の日から数えますが、例外として、第一級アナログ通信と第一級デジタル通信の両方の資格者証の交付を受けた後、総合通信の資格者証の交付を受けた場合（上記②の場合）は、総合通信の資格者証の交付日ではなく、第一級アナログ通信又は第一級デジタル通信の資格者証のうち、より直近に交付を受けた資格者証の交付日以降の日から数えます。

（※1）電気通信事業法第72条第2項において準用する同法第46条第3項第2号の養成課程

（※2）電気通信事業法第72条第2項において準用する同法第46条第3項第3号の総務大臣の認定